

県道側溝歩行者転落事故 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課公務係

県道側溝歩行者転落事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一四年三月二二日

佐賀地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

原告が、夜間に、県道沿いの側溝の蓋の上を歩いていたところ、蓋のない部分で転落し、負傷したとして、道路管理者である県に損害賠償請求をした。（請求額…三三六万七、六五九円）

本件県道には、車道沿いに歩道及び側溝が設置されているが、本件事故現場を挟んで東西四五メートルの区間は、歩道が設置されておらず、側溝も歩道がある区間のそれに比べ車道寄りに設置されている。側溝には本件事故現場の側溝を除き、いずれもコンクリートの蓋が設置されている。被告は、歩道のない区間にはルミポールを設置し、蓋のない側溝には当該ルミポールの間にロープを張り、通行者の進入を防止していたが、本件事故当時、ロープは何者かによって切断されていた。

2 道路設置・管理上の瑕疵の有無について 原告の主張

本件事故現場の手前では、歩道が途切れて縁石もなく、また、車道の限界を示す白線と道路端との間隔が四〇センチメートルと狭くなっているため、対向車との接触を恐れる歩行者は、側溝のコンクリートの蓋の上を歩くことを余儀なくされる状況にあるが、本件事故現場の側溝には蓋が設置されておらず、付近の街灯は薄暗かったため、歩行者が当該側溝に転落する危険性が大きかった。本件県道を管理する被告には、当該箇所を通行する者が当該側溝に転落しないよう安全な状態を維持する義務があるが、本件事故当時、被告は、本件事故現場付近の白いルミポールに反射鏡を設置しておらず、また、蓋のない側溝にロープやガードレール等の転落防止設備も設置しておらず、転落の危険を告知するような設備も設置していなかったことから、その道路設置・管理には瑕疵があったといえるべきである。

② 被告の主張

歩行者は、夜間においても街灯の明かりにより、本件事故現場の手前の側溝の蓋が白く見えるのに対し、本件事故現場の側溝は暗く見えることから、当該側溝に蓋が設置されていないことを認識することができると主張する。また、ルミポールの先端付近には輝度の高い反射板が取り付けられており、少しの光源でも輝くので、歩行者は街灯の明かりに加えて、車道を通行する車両のヘッドライトにより、ルミポールが設置されていることを認識できる状況にあるから、歩道の形状の変化に気づき、蓋のない側溝を避けて、ルミポールと車道との間の路肩部分を通行することができたはずである。被告は、本件事故現場の側溝に木杭とルミポールを設置し、これらの間にロープを張り、歩行者が進入しないようにしており、その道路設置・管理に瑕疵はない。

3 過失相殺について

① 被告の主張

原告が歩行者としての通常の注意義務を払っていれば、本件事故現場の側溝の危険性を容易に認識でき、事故を未然に防ぐことができたはずである。他方、被告は、本件事故現場付近の道路整備に努めようとしたが、第三者との土地所有権争いのために実現できなかったものである。これらの事情を考慮すると、原告の過失割合は五割を下らない。

② 原告の主張

本件事故当時、事故現場付近は暗く、側溝への転落の危険を予告する構造物もなく、仮に、ルミポールの存在を認識したとしても、それだけでは本件事故現場へ侵入しないように判断することができる状況が提示されていたとはいえないから、原告には過失はない。

4 判決の要旨

本件事故は、被告の道路設置・管理の瑕疵に起因するものというべきであるが、他方、原告にも落ち度があったというべきであり、二割の過失相殺が妥当である。

5 判決のポイント

① 道路設置・管理上の瑕疵の有無について

歩行者が本件県道を原告の進行方向で通行する場合、本件事故現場手前で歩道がなくなるが、歩道の縁石より車道側にある白線の道路標示がそのまま延びていることから、車道を通行する車両との接触を避けるため、できるだけ車道から離れようとして、側溝のコンクリートの蓋の上を歩くことは十分に予測できるところ、本件事故現場付近には街灯等の明かりが十分になく、本件事故現場の側溝に蓋がないことを確認することは困難であったと認められる。よって本件県道（コンクリート蓋部分を含む）は營造物として通常有すべき安全性を欠くものであったといわざるを得ない。

なお被告としても、歩行者が本件事故現場の側溝に転落する危険性があることを認識し、ルミポールや木杭を設置したり、ロープを張る等して転落防止の措置を講じていたが、本件事故当時、当該ロープは何者かによって切断されたままの状態であって置かれており、また、ルミポール自体はその特性上、夜間でもその存在を確認することができるとは言い難い。実際、原告は、夜間に前記歩道を通り、そのままその切れ目を越えて歩いてきたところ、本件側溝に転落したものであるから、本件事故は、被告の道路設置・管理瑕疵に起因するものである。

② 過失相殺について

本件事故は、被告の道路設置・管理瑕疵に起因するものであるが、原告は、本件事故直前、コンクリートの蓋の上を歩いていることに気づいているところ、コンクリートの蓋が途中から途切れていることは通常十分あり得ることであるから、そうした事態も予測して歩行すべきである。本件事故当時、原告は、歩道が

途切れた箇所から本件事故現場の側溝まで約一メートル歩く間に、それなりの注意を払っていれば、ルミポールの存在に気づいて、付近の道路の状況に疑問を持ち、車両の前照灯等を利用して注深く観察することにより本件現場の側溝に蓋がないことに気づくこともできた認められる。よって、本件事故の発生につき、原告にも過失があったというべきであり、その割合は二割とするのが相当である。

